

大和市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年1月29日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 市民経済部
- 3 監査対象期間 令和2年2月～令和2年12月
- 4 監査年月日 令和3年1月29日
- 5 監査の方法 この監査は、市民経済部（市民活動課、市民相談課、市民課、保険年金課、生活あんしん課、産業活性課）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
 - (7) 非常勤職員賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 備品管理に関する事務
 - (10) 基金管理に関する事務
 - (11) 諸証明等手数料徴収に関する事務
 - (12) 手持現金・領収印の管理に関する事務
 - (13) 自動車の臨時運行許可手数料徴収に関する事務
 - (14) 証紙の管理に関する事務
 - (15) 証紙の売りさばきに関する事務
 - (16) 通知カード・個人番号カード再交付手数料徴収に関する事務
 - (17) 切手・はがきの受払に関する事務

- (18) 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事務
- (19) 高額療養費の支給に関する事務
- (20) 療養費支給に関する事務
- (21) 第三者行為の請求に関する事務
- (22) 不当利得の請求に関する事務
- (23) 出産育児一時金・葬祭費の支給に関する事務
- (24) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付に関する事務
- (25) 後期高齢者医療保険料不納欠損処分に関する事務
- (26) 預託契約に関する事務
- (27) 大和商工会議所貸付金に関する事務
- (28) 利子補給・信用保証料助成に関する事務
- (29) 計量器定期検査手数料徴収に関する事務
- (30) 企業活動振興奨励金交付に関する事務
- (31) 特別定額給付金支給に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(市民課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

(生活あんしん課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。